

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

中心市街地においては、これまで、市街地再開発事業など居住施設の供給に取り組んだほか、住民の自主的な防犯パトロール隊の活動支援や地域コミュニティ活動の促進、街頭防犯カメラ設置費の補助にも取り組むなど、ソフト・ハード両面から街なか居住の推進を図ってきたところである。

これらの取組や民間のマンション建設が続いているものの、中心市街地における居住人口・世帯数は横ばい傾向にある。一方、中心市街地における今後の人口を推計すると、減少が見込まれる状況にある。

(※2. [3] 第2号要件(6)人口の推移参照)

(2) 街なか居住の推進の必要性

このような現状を踏まえ、継続して居住施設の供給に取り組むとともに、安心で安全な居住環境づくりを推進するなど、居住人口の増加を図ることは、中長期的な人口減少に対応し、にぎわいあふれるまちづくりに寄与することから、中心市街地の活性化のために必要である。

そのため、鹿児島中央駅地区においては、加治屋町1番街区にて市街地再開発事業に取り組む。このほか、中心市街地の町内会、商店街振興会等による街頭防犯カメラの設置支援なども継続する。

(3) フォローアップの考え方

毎年度、事業の進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業促進などの改善措置を講じる。また、計画期間満了時に取組の検証・評価を行い、引き続き中心市街地活性化の効果的な推進を図る。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] コミュニティビジョン推進事業</p> <p>[内容] 地域コミュニティ協議会の活動の支援</p> <p>[位置] 中心市街地</p> <p>[実施時期] H27年度～</p>	<p>中心市街地内の地域コミュニティ協議会</p>	<p>町内会をはじめとする地域コミュニティ組織や事業所、NPO、病院など小学校区内の各種団体が連携・協力して地域課題への対応や地域資源の活用に取り組む地域コミュニティ協議会の活動を支援する事業である。</p> <p>各協議会が校区の特性を生かしたまちづくりに取り組むことにより、街なか居住の推進や豊かな地域社会の形成が図られ、にぎわいあふれるまちづくりに寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 地方創生推進交付金</p> <p>[実施時期] H28年度～R1年度</p>	
<p>[事業名] 加治屋町1番街区市街地再開発事業</p> <p>【再掲】</p> <p>[内容] 第一種市街地再開発事業の実施</p> <p>[位置] 加治屋町1番街区</p> <p>[実施時期] R5年度～R12年度</p>	<p>加治屋町1番街区市街地再開発準備組合</p>	<p>陸の玄関である鹿児島中央駅と繁華街である天文館の2つのにぎわい拠点の間に位置する加治屋町1番街区において、商業施設や住宅を備えた再開発ビルの整備により、にぎわいとゆとりある都市空間の創出や良好な都市景観の形成を図る市街地再開発事業を推進する事業である。</p> <p>当事業により広域的な拠点形成が図られ、歩いて楽しめるまちづくりの推進につながるとともに、にぎわいあふれるまちづくりに寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>[支援措置] 都市構造再編集 中支援事業(鹿児島市中心市街地地区)</p> <p>[実施時期] R6年度～R12年度</p>	

(4) 国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 安心安全パートナーシップ事業</p> <p>[内容] 地域の自主的な防犯パトロール隊等の結成促進と活動に対する支援</p> <p>[位置] 中心市街地</p> <p>[実施時期] H17年度～</p>	<p>中心市街地内の町内会</p>	<p>住民の自主的な防犯パトロール隊等の結成促進と活動を支援するとともに、パトロール隊等に対して活動に必要な用品を支給する事業である。</p> <p>安心して暮らすことができる安全なまちづくりの推進により、街なか居住の推進や集客力の向上が図られ、にぎわいあふれるまちづくりに寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] 青色防犯パトロール隊活動費補助事業</p> <p>[内容] 地域の自主的な青色防犯パトロール隊の結成促進と活動への支援</p> <p>[位置] 中心市街地</p> <p>[実施時期] H20年度～</p>	<p>中心市街地内の町内会</p>	<p>住民の自主的な青色防犯パトロール隊の結成促進と活動を支援するとともに、青色防犯パトロール隊の活動費の補助を行う事業である。</p> <p>安心して暮らすことができる安全なまちづくりの推進により、街なか居住の推進や集客力の向上が図られ、にぎわいあふれるまちづくりに寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

6章 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び
当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>[事業名] 街頭防犯カメラ設置費補助事業</p> <p>[内容] 町内会等の街頭防犯カメラ設置費用の支援</p> <p>[位置] 中心市街地</p> <p>[実施時期] H29 年度～</p>	<p>中心市街地内の町内会等</p>	<p>街頭防犯カメラを設置する町内会等に対し、その設置費用の一部を助成する事業である。</p> <p>安心して暮らすことができる安全なまちづくりの推進により、街なか居住の推進や集客力の向上が図られ、にぎわいあふれるまちづくりに寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>[事業名] 町内会活動活性化事業</p> <p>[内容] 地域コミュニティ活動の支援</p> <p>[位置] 中心市街地</p> <p>[実施時期] H18 年度～</p>	<p>中心市街地内の町内会</p>	<p>町内会等による住民同士の親睦交流や地域社会づくりの活動を支援する事業である。</p> <p>町内会などの住民自身による自主的なコミュニティ活動や地域の連帯強化の取組により、街なか居住の推進や豊かな地域社会の形成が図られ、にぎわいあふれるまちづくりに寄与することから、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		